

厚生年金の支給開始年齢と特例

受給資格期間を満たし厚生年金（共済年金を含む）の加入期間が1年以上ある方には、下記の年齢から厚生年金が受けられます（老齢基礎年金は原則65歳から）。

〈生年月日〉

←特別支給の老齢厚生年金→

繰下げ対象外

男性・昭16.4.1以前生まれ

女性・昭21.4.1以前生まれ



男性・昭16.4.2～昭18.4.1生まれ

女性・昭21.4.2～昭23.4.1生まれ



男性・昭18.4.2～昭20.4.1生まれ

女性・昭23.4.2～昭25.4.1生まれ



男性・昭20.4.2～昭22.4.1生まれ

女性・昭25.4.2～昭27.4.1生まれ



男性・昭22.4.2～昭24.4.1生まれ

女性・昭27.4.2～昭29.4.1生まれ



男性・昭24.4.2～昭28.4.1生まれ

女性・昭29.4.2～昭33.4.1生まれ



男性・昭28.4.2～昭30.4.1生まれ

女性・昭33.4.2～昭35.4.1生まれ



男性・昭30.4.2～昭32.4.1生まれ

女性・昭35.4.2～昭37.4.1生まれ



男性・昭32.4.2～昭34.4.1生まれ

女性・昭37.4.2～昭39.4.1生まれ



男性・昭34.4.2～昭36.4.1生まれ

女性・昭39.4.2～昭41.4.1生まれ



男性・昭36.4.2以降生まれ

女性・昭41.4.2以降生まれ



※共済年金に加入していた方の支給開始年齢は、男女とも厚生年金の男性と同じです。

長期加入者と障害者の特例

長期加入者〈44年(528月)以上〉や障害者〈3級以上の障害の状態〉については、厚生年金に加入していなければ、報酬比例部分が支給される年齢から、定額部分も一緒に受けられます。